公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第３９号
宮城県柴田郡大河原町大谷字上谷前100番地16
債務者　佐藤芽衣子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第７８号
福島県郡山市昭和２丁目２番19号
債務者　久保光太郎
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　裕也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第８０号
福島県郡山市桑野５丁目３－11、住民票上の住所福島県郡山市鳴神３丁目200番地　伊藤ビル203号
債務者　渡辺　浩次
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平　　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第１０３号
三重県亀山市みどり町５番地５、住民票上の住所神奈川県横浜市南区井土ケ谷中町86番地20
債務者　佐藤　忠生
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊賀　　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４１３号
神戸市垂水区多聞台３丁目７番８号
債務者　小谷なおみ
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名倉　大貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９５号
兵庫県明石市魚住町西岡2036番地の11
債務者　南古　和良
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝崎　准一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第１２７号
徳島県板野郡北島町鯛浜字大西34番地45
債務者　阿波踊りテクニカルファクトリーこと泉　富士夫
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後４時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大道　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３２号
愛媛県新居浜市田の上３丁目５番22号、前住所愛媛県新居浜市郷１丁目２番113号
債務者　岡田　和生
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第３７０号
高知市北本町３丁目３番17号　北本町ハイツ
債務者　池田　年勝
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　剛史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前９時45分
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１２０号
高知県土佐市高岡町乙3506番地８
債務者　森澤　祐子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙野　亜紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１７８号
大分県臼杵市野津町大字前河内626番地
債務者　西元　洋一
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　壮平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１８０号
大分県臼杵市野津町大字前河内626番地
債務者　西元　則子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　壮平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第８１号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目22番10号　山内ビル403号
債務者　日置　良太
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第２０３号
鹿児島県鹿児島市上福元町5853番地４　諏訪ハイツ101号
債務者　新保　　操
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　　研
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１３８号
熊本県宇城市三角町里浦513番地
債務者　西山　公博
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下雅裕美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２２１５号
大阪市東成区神路２丁目７番20号フェリーチェ深江橋２号館　2105号
債務者　柴森　信秀
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水田　竜馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部